

令和4年4月施行 改正育児・介護休業法で求められる

労働者・出産育児申出労働者 労務人事・相談窓口担当者 **育児休業・パパ育休研修**

開催のご案内 主催：愛知県下各労働基準協会

令和4年4月1日から育児・介護休業法が改正され、右表の実施が義務となります。

愛知県下の労働基準協会では、企業が円滑に法改正に対応し、男女ともに仕事と育児が両立できるように、法改正に関する様々な方々を対象とした「**育児休業・パパ育休研修**」を開催するとともに、労働者からの相談代行も行っております。


ぜひともご活用いただきますようご案内いたします。

法改正により実施すべき事項

1. 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備 (1)~(4)のいずれかを実施しないといけません、複数実施することが望まれます。	(1)育児休業・産後パパ育休の 研修の実施
	(2)育児休業・産後パパ育休の 相談体制の整備
	(3)自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
	(4)自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知
2. 出産・育児(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置 (1)~(4)の全てを実施	(1) 育児休業・産後パパ育休の制度
	(2)育児休業・産後パパ育休の申出先
	(3) 育児休業給付 に関すること
	(4)労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険の取扱い
3. 就業規則の変更	有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されます。

1. 労働者・出産育児を申し出た労働者へのインターネット研修


育児休業や産後パパ育休の内容を企業担当者が説明することも、労働者が理解することも難しいものです。説明に手慣れた専門家が、パワーポイントスライドを使い、楽しく分かりやすく法律の概要等を解説をします。

受講対象者	(1)全労働者 (育児休業を取得しやすい雇用環境の整備で行われる研修の対象者) (2)出産・育児(本人または配偶者)の申し出をした労働者 (個別の周知・意向確認の措置の対象者) ……別途企業としての面談・書面交付・FAX・電子メール等での個別周知、意向確認が必要です。法律の基本的な研修のため、1.2.の対象者とも企業としての法律を上回る独自の制度、制度の申込先等の説明が必要です。しかし、法律の内容、制度の趣旨を説明することができ、労働者には親切な研修です。				
研修形式	お申込み後にご連絡するパスワードにより、名北労働基準協会のホームページから、ご視聴期間中(1週間)なら、何時でも何所でもご視聴できます。				
研修内容	研修時間:1時間 (1)育児休業・産後パパ育休の制度 (2)育児休業給付に関すること (3)労働者が育児休業・産後パパ育休期間に負担すべき社会保険の取扱い 等				
講師	朋労務コンサルタントオフィス 所長 社会保険労務士 藤原 朋子 氏 				
費用 消費税を含む	受講者数	1~10名	11~30名	31~50名未満	51名以上
	費用	1名につき 1,650円	1名につき 1,430円	1名につき 1,100円	一律 55,000円
	資料代	1名110円 ※自社にて印刷・配布時は不要です。			

※講師が企業に出張して研修を行うことも可能です。費用は1時間99,000円と上記の資料代です。

2. 労務人事・相談窓口担当者研修 (会場・インターネット 受講双方可能)

改正育児・介護休業法の対応、実施すべき義務の一つである相談窓口の設置には、まず法律の内容を正確に知ることから始まります。法律の概要、改正のポイント、相談対応の留意点を体系的に解説します。

受講対象者	(1)労務人事担当者等 (2)育児休業・産後パパ育休の相談担当者 (3)社会保険労務士等労働専門家		
研修日時	令和4年3月18日(金) 午後1時30分~午後3時30分	会場定員	40名(定員になり次第締め切ります)
会場	一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1		
研修形式	会場・インターネット受講の双方が可能です。 ※会場実施日の一週間後より視聴可能となります。 <small>インターネット受講は、視聴パスワード・視聴可能期間をご連絡します。</small>		
研修内容	(1)改正育児・介護休業法の概要 (2)法改正に向けて準備すること (3)相談担当者に求められるスキル 等		
講師	朋労務コンサルタントオフィス 所長 社会保険労務士 藤原 朋子 氏 		
費用	会員 3,960円 非会員 4,840円(資料代、消費税を含みます)		

3. 育児休業・パパ育休の相談代行

愛知県下各労働基準協会では企業の委託を受け、労働者が育児休業・パパ育休等の相談できる、企業の外部相談機関「勤労者労働総合相談センター」を開設しております。社会保険労務士等の労働法令に明るい専門家が相談に応じるため、労働者も安心して相談をすることができ、深刻な労働トラブルを未然に防止します。



相談センター活用の費用 労働者数10名未満 19,200円～

以外の費用は名北労働基準協会のホームページの「勤労者労働総合相談センター」案内をご覧ください。

複数項目のサポート事業をご活用の場合 上記費用は育児休業・パパ育休への相談代行を活用された場合の費用です。ハラスメント、メンタルヘルス、パートタイム労働者、派遣労働者、長時間労働者、公益通報等の、複数のサポート事業をご活用された場合の費用は、下記加算率を加えたものとなります。

相談代行項目数	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	左記加算率は(該当社員数÷全社員数)で減額します。 例) 加算率50%×パートタイム社員20名÷全社員100名=10%が加算率。長時間労働者は前年度の特別条項適用者数
上記費用への加算率	+50%	+90%	+120%	+140%	+150%	

※上記費用は消費税を含みます。相談センター活用は年度途中の委託開始時の費用は月割り計算となります。

お申込み・お問い合わせ

【会場アクセス】

「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
「地下鉄」市役所駅①番出口徒歩12分
「バス」市バス・名鉄バス 清水口より徒歩5分



お申込み・ご連絡

1. 労働者・出産育児申出労働者インターネット研修・3. 育児休業・パパ育休の相談代行

下記の申込書・連絡票を一般社団法人 名北労働基準協会へお送り下さい。折り返しお電話をいたします。

2. 労務人事・相談窓口担当者研修

下記の申込書・連絡票を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。名北労働基準協会より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

お問い合わせ：一般社団法人 名北労働基準協会 事業企画推進部

Tel 052-961-3655 Fax 052-962-1670 Email:roumu@meihokurouki.or.jp

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマワール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133

一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名北労働基準協会

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

申込協会 _____ 労働基準協会 **改正育児・介護休業法関係研修等 申込書・連絡票** 申込日 令和 ____年 ____月 ____日

企業名	TEL () - ()	FAX () - ()	E-mail	
事業内容				
所在地	〒 _____			
ご担当者	職名 _____ 氏名 _____	労働者数 _____	名 _____	
お申込み連絡内容	<input type="checkbox"/> 労働者・出産育児申出労働者インターネット研修 参加予定人員 _____ 名 実施予定日 _____ 月 _____ 日～ ……折り返しお電話します。 <input type="checkbox"/> 労務人事・相談窓口担当者研修 …… 下記に出席者を記入し、参加費お振込みを下さい。 <input type="checkbox"/> 育児休業・パパ育休の相談代行 代行予定相談内容 <input type="checkbox"/> 育児休業・パパ育休 <input type="checkbox"/> ハラスメント <input type="checkbox"/> メンタル <input type="checkbox"/> パートタイム労働者 <input type="checkbox"/> 派遣労働者 <input type="checkbox"/> 長時間労働者 <input type="checkbox"/> 公益通報 ……折り返しお電話します。			
労務人事・相談窓口担当者研修ご出席者	区分(記入不要)	職名	氏名	受講区分(レを付してください)
				<input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> インターネット
会費支払時期	月 ____ 日 ____	受講票送付先	受講者・担当者(部署名)	様)

ご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。